

令和7年度に実施する企画提案を募集します！！



令和7年度
「東松山市文化芸術推進事業」
募集要項



☆東松山市内で実施される自主的・創造的な文化芸術事業を支援する制度です。

- 提案の受付期間 令和7年2月7日(金)～令和7年3月7日(金)
- 事業の実施期間 令和7年4月19日(土)～令和8年3月22日(日)
- 提出・問合せ先 8時30分～17時15分(土・日・祝日を除く)

東松山市教育委員会 生涯学習課 文化芸術推進室

〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58

TEL 0493-21-1431 FAX 0493-23-2239

E-mail HMY028@city.higashimatsuyama.lg.jp

【目次】

- 1 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ
- 2 補助対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
- 3 提案の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
- 4 事業提案～審査～補助金交付～事業完了までの流れ・・・6ページ
- 5 審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8ページ

1 制度の概要

(1) 制度の目的

文化芸術による心豊かな市民生活と活力あるまちづくりを推進するため、市内で実施される自主的・創造的な文化芸術事業を支援する制度です。

(2) 東松山市文化芸術推進基本計画について

東松山市は、文化芸術施策を総合的かつ計画的に推進するため、「東松山市文化芸術推進基本計画(令和4年度～令和8年度)」を策定しています。本制度の活用をご検討の際は、市ホームページにて計画をご参照ください。

(3) 事業の範囲

この制度の対象となる事業は、文化芸術基本法第8条から第14条までに規定される次の文化芸術事業です。

分野	事業内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等
生活文化	茶道、華道、書道、食文化等
国民娯楽	囲碁、将棋等
文化財等	有形・無形の文化財とその保存技術
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能及び民俗芸能等

(4) 事業に期待すること

- ① 成果が広く市民に波及すること(多くの市民が参加・鑑賞などできること)。
- ② 新たな試み、又は、これまでの事業を拡充した内容であること。
- ③ 地域文化の形成・継承やコミュニティづくりにつながること。
- ④ 将来にわたる継続性が期待できること。
- ⑤ 市内の文化芸術をけん引していく人材の育成につながること。
- ⑥ 広くPRが期待できること(ポスター・チラシの作成、インターネットによる配信など)。

※事業の提案にあたっては、必ずしも①～⑥全てを満たす必要はありません。

(5) 補助金額・補助率

上限20万円・補助率 10/10

(6) 補助金額の計算

補助金額の計算は、次のとおりです。

$$\text{補助金額} = \text{補助対象経費}(\ast 1) - \text{入場料収入}(\ast 2) - \text{他の制度による助成金}(\ast 3)$$

※1 「補助対象経費」は、P4に記載のとおりです。

なお、補助対象経費に該当しない支出(食糧費等)は、実施団体による負担となります。

※2 「入場料収入」は、原則、来場者(お客様)から一律に徴する料金が対象となります。

例:公演会、展覧会など各種イベントの入場料

講座、研修会、体験会、ワークショップの参加料

※3 「他の制度による助成金」は、国、地方公共団体、独立行政法人及び財団法人による助成金が対象となります。

【補助金額の計算例】

例1: 補助対象経費327,000円、入場料収入100,000円の場合

$$327,000\text{円} - 100,000\text{円} = 227,000\text{円} \Rightarrow \text{補助金額}200,000\text{円(上限額)}$$

例2: 補助対象経費195,000円、入場料収入52,500円、他の制度による助成金30,000円の場合

$$195,000\text{円} - 52,500\text{円} - 30,000\text{円} = 112,500\text{円} \Rightarrow \text{補助金額}112,000\text{円}$$

千円未満切捨て

(7) 採択される事業の数

2件程度(予算の範囲内で決定します)

2 補助対象経費

項目	補助対象経費の例	補助対象外経費の例
報償費	出演者、出品者、講師等への謝礼	団体の構成員や、事業を手伝ったスタッフに対して支払うもの
旅費	出演者、講師等の交通費	同上
需用費	消耗品費(事務用品など)、印刷製本費(チラシ、入場券、プログラムなど)	個人の所有となる物品の購入費
役務費	会場設営委託料、保険料、郵便料	電話・インターネット使用料
使用料及び賃借料	会場使用料、物品のレンタル料、楽曲使用料	日常の練習に係る会場費、団体の事務所等を維持するための経費
その他	市長が認める経費	事業に直接関わりのない経費や社会通念上適切でない経費

※領収書等により、支払ったことが確認できない経費は、補助対象経費になりません。

また、原則として、食糧費(弁当・飲物代等)は補助対象経費になりません。

3 提案の要件

(1) 対象者

この制度に提案できるのは、次の全ての要件を満たす団体です。

- ① 5人以上で構成されている団体(代表者は18歳以上に限ります)
- ② 運営規約、会則等を有し、経理その他の事務を適切に行える団体
- ③ 政治活動及び宗教活動並びに営利を目的としない団体
- ④ 暴力団でない団体及び暴力団の構成員(構成員であった者を含む)の統制下でない団体
- ⑤ 上記のほか、公益を損なわないと市が認める団体

(2) 提案事業のテーマ

次のテーマのいずれかに沿った文化芸術事業であれば、自由に提案できます。

- ① 市内の文化芸術資源(人材、施設、文化財など)を活用して、地域を元気にする事業
- ② 「子ども」「子育て世帯」「高齢者」「障害のある方」など、広く市民が文化芸術に親しむ機会となる事業

(3) 対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は、原則として、提案することができません。

- ① 上記のテーマのいずれにも該当しない事業
- ② 東松山市から他の補助金の交付を受ける事業
- ③ 東松山市外で実施する事業
- ④ 政治的又は宗教的な普及宣伝等を目的とする事業
- ⑤ 営利を目的とする事業(ただし、当該事業に関連したCD、グッズ販売等は除く)
- ⑥ 文化祭や部活動などの学校行事
- ⑦ チャリティ事業(寄附を主目的とする事業)
- ⑧ 特定の会員や構成員等を対象とする事業
- ⑨ 上記のほか、市が適当でないと認める事業

(4) 事業の実施方法

- ① 公演会、講座、研修会の開催
- ② 体験会、ワークショップの開催
- ③ 展覧会、展示とあわせたギャラリートークの開催
- ④ アートイベントの開催
- ⑤ その他、自主的・創造的な文化芸術事業(作品発表や動画配信を含む)

(5) 提案にあたっての注意事項

- ① 実施日は、1日単位から複数日(準備も含める)を設定できます。
- ② 事業規模から、適切な実施会場・来場者数等を計画してください。
- ③ 入場料、参加費等は、市民が参加しやすい金額を設定してください。
- ④ 事業の企画にあたっては、関係者との調整を十分に図ってください。
- ⑤ 集客事業を開催する場合は、万が一の事故、怪我に備え、行事保険への加入をご検討ください。
- ⑥ 同一の団体に対する補助金の交付は、通算して3年が限度となります。

4 事業提案～審査～補助金交付～事業完了までの流れ

※提出書類の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

(1) 事業提案【団体→市】

【受付期間】

令和7年2月7日(金)～令和7年3月7日(金)

【提出書類】

- ① 東松山市文化芸術推進事業提案書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 団体等概要書

※このほかにも、必要に応じて資料の提出を求められることがあります。

【提出先】

東松山市教育委員会 生涯学習課 文化芸術推進室

【提出方法】

窓口へ持参、郵送又は電子メール(郵送先・送信先メールアドレスはP1に記載)

※郵送又は電子メールで提出した場合は、未達防止のため、送付・送信後に生涯学習課へ電話連絡をお願いいたします。

(2) 提案事業の審査【市→団体】

提案いただいた内容は、公益性や実現性など各種項目について、審査基準に基づき採点し、予算の範囲で合計点が上位の事業から順に採択します。

審査結果は、3月下旬頃に書面で通知します。

(3) 補助金交付申請【団体→市】

採択が決定した後、補助金の交付申請書を提出いただきます。

【提出書類】

- ① 東松山市文化芸術推進事業補助金交付申請書
- ② 収支予算書
- ③ 団体の運営規約、会則等 ※様式は任意
- ④ 団体の会員名簿 ※様式は任意

(4) 補助金の交付【市→団体】

補助金概算払請求書で指定された口座に補助金の交付決定額を振り込みます。

※この時点では補助金額は確定していません。事業終了後に補助金額を確定し、精算します。

【提出書類】

東松山市文化芸術推進事業補助金概算払請求書

(5) 事業の周知

補助金の交付が決定した事業については、その成果が広く市民に波及するよう事業の周知に努めてください。

また、事業のポスター・チラシ等に「東松山市文化芸術推進事業補助金対象事業」と明記してください。

(6) 後援の名義使用

補助金の交付が決定した事業は、「東松山市教育委員会」後援の名義使用ができます。

(7) 事業の実施

次の期間に事業を実施し、完了してください。

令和7年4月19日(土)～令和8年3月22日(日)

(8) 実績報告書の提出【団体→市】

事業の終了後30日以内又は令和8年3月27日(金)までのいずれか早い方の日までに、次の書類を提出してください、

【提出書類】

- ① 東松山市文化芸術推進事業補助金実績報告書
- ② 収支決算書
- ③ 事業の実施状況を証する書類・写真
- ④ 補助対象経費の支払を確認できる書類

(9) 補助金額の確定【市→団体】

提出された書類を確認し、確定した補助金額を「東松山市文化芸術推進事業補助金交付額確定通知書」により通知します。

なお、確定した補助金額が交付決定額を下回る場合は、差額を返金していただきます。

※収支決算でマイナスが生じた場合、市の補填はありません。

(10) 補助金の返還

次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- ① 事業の申請内容に偽りその他の不正があったとき
- ② 事業を実施しないとき
- ③ 事業が要件に該当しなくなったとき
- ④ 補助金を他の用途に使用したとき
- ⑤ 実施者に不正な行為があると認められるとき
- ⑥ 市が定める期間内に募集要項に定める書類等を提出しないとき
- ⑦ その他、市長が返還の必要があると認めたとき

5 審査

(1) 目的

事業の採択にあたり、透明性、公平性及び確実な実効性を確保するため、審査基準を定めて審査を行います。

(2) 審査の対象

事業提案の際に提出された書類のほか、必要に応じて実施したヒアリングの内容も審査対象とします。

(3) 審査項目・配点

① 配点

各審査項目・審査基準について、次の3段階で配点します。

良い	普通	もう少し
5点	3点	1点

② 審査項目・審査基準

審査項目	審査基準	各項目の配点		
		良い 5点	普通 3点	もう少し 1点
1 公益性	①成果が広く市民に波及する(多くの市民が参加・鑑賞などできる)。			
	②「子ども」「子育て世帯」「高齢者」「障害のある方」など、多様な市民が文化芸術に親しむ機会となる。			
	③地域文化の形成・継承やコミュニティづくりにつながる。			
2 創造性 発展性	①新たな試み、又は、これまでの事業を拡充した内容である。			
	②市内の文化芸術資源(人材、施設、文化財など)を活用している。			
	③将来にわたる継続性が期待できる。			
	④文化芸術を担う人材育成につながる。			
3 実現性	①計画が具体的で実現可能である。			
	②収支予算書が適切に積算されている。			
	③実施までのスケジュールが適切である。			
	④同様の事業を実施した実績がある人員が確保されている。			
4 その他	①安全確保に配慮した人員配置や会場選定が計画されている。			
	②広くPRが期待できる。			
	③その他、特筆される内容がある。			
合計		/ 70点		

③ 評価

合計点数により、次のように評価します。

合計点	評価
70～57点	A 大変良い提案である
56～42点	B 良い提案である
41点以下	C 計画の修正が必要である

(4) 審査の結果

合計点が上位の事業から順に、予算の範囲内で採択します。

ただし、C評価の提案事業が採択の候補となった場合は、計画を修正して再提出し、A又はB評価となった場合に限り、採択します。

※ なお、本事業は、令和7年度当初予算成立を前提として、年度開始前に募集を行っていることから、状況により補助金の交付ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。